



土砂災害から身を守るために

近年、集中豪雨や台風により全国で土砂災害による被害が発生しています。土砂災害から身を守るためには、一人ひとりの日頃からの備えが大切です。今号で、土砂災害から身を守る3つのポイントをお知らせします。

1 自分たちの地域の危険箇所を確認する

土砂災害の約6割は「土砂災害危険箇所」で発生します。市内では本年6月末現在、684カ所が「土砂災害危険箇所」に、そのうち329カ所が土砂災害防止法(※1)に基づく「土砂災害警戒区域等」に指定されています。今後、未指定の土砂災害危険箇所についても、県が基礎調査をし「土砂災害警戒区域等」に順次指定される予定です。

この「危険箇所」と「警戒区域等」は、市ホームページに掲載されています。また、各総合支所に土砂災害危険箇所図を配置していますので、お住まいの地域をご確認ください。

※土砂災害危険箇所だけでなく、近くに「がけ地」や「沢」などがあれば注意してください。

(※1) 土砂災害防止法(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 平成13年4月1日施行) 土砂災害防止法に基づき、地形図などから選定された土砂災害危険箇所を調査し、土砂災害の恐れがある区域を明らかにします。「土砂災害警戒区域等」は「警戒区域」と「特別警戒区域」に分けられます。「警戒区域」は土砂災害の恐れがある区域で、災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備を図る区域をいいます。

「特別警戒区域」は土砂災害警戒区域のうち、建物が破壊され、住民に大きな被害が生じる恐れのある区域をいいます。

2 関係機関発表の災害情報を収集する

雨が降り出したら「土砂災害警戒情報」に注意してください。土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生危険度の高まったときに気象庁や県のホームページのほか、テレビやラジオの気象情報でも流されます。

市では、土砂災害警戒情報などの情報を、防災行政無線などで、さまざまな情報媒体を活用し、皆さんへ伝達しています。また、職員や消防団員などが巡回して広報活動を徹底し確実な周知に努めています。

1 防災行政無線

防災行政無線で防災情報をお伝えします。

※防災行政無線の試験放送を毎月1日と15日の2回、午前10時に行っています。放送が聞こえない、雑音が入るなどの不具合がある場合は、各総合支所または防災課までご連絡ください。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

2 メール配信サービス

気象情報(大雨・洪水・暴風警

報、土砂災害警戒情報、竜巻注意情報など)や災害情報などの「防災情報」を、パソコンや携帯電話に電子メールでお知らせします。夜間や外出先などの情報伝達に最も有効な手段となります。ぜひ登録をお願いします。



3 緊急速報メール(エリアメール)

避難情報など緊急性の高い情報を市内にいる人に広く周知するため「緊急速報メール」を携帯電話へ配信します。市民だけでなく、市内への通勤・通学者、観光客など、該当区域内にいる人に情報を提供します。

※事前登録は不要ですが、受信できない機種や設定が必要な場合があります。詳しくは各携帯電話事業者へご確認ください。

4 コミュニティエフエム放送
市では、登米コミュニティエフエム(はつとエフエム)と、災害情報の放送に関する応援協定を締結しています。災害用にAMとFM両方が開けるラジオを備えておきましょう。

3 早めの避難を心掛ける

お年寄りや障がいがあるなど避難に時間がかかる人は、移動時間を考えて早めに避難することが大切です。

市では、皆さんの安全を守るため、避難情報を3段階に分けて対象の地域と開設する避難所をお知らせしますので、早めの避難を心がけてください。また、避難情報が出ていなくても危険を感じたら自主的に避難してく

段階	発令区分	状況	避難者の行動
1	避難準備情報	人的被害が発生する可能性がある(やや危険)	・避難に時間を要する市民(要配慮者)は避難を開始する。 ・その他の市民は、避難のために具体的に準備をする。
2	避難勧告	人的被害発生の可能性が明らかに高まっている(危険)	すべての市民が避難を開始し、早急に完了する。
3	避難指示	・人的被害が発生する可能性が非常に高く、状況が切迫している ・人的被害が発生した(かなり危険)	・避難中の市民は、避難を直ちに完了する。 ・避難していない市民は直ちに避難を開始する。ただし、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動をとる。

危険を感じたらすぐ避難



Katsunori Chiba
千葉 勝範 防災課長

局地的な大雨が長時間降り続くなどで土砂災害の危険性が高まります。土砂災害は昼夜問わず、いつ発生するか分かりません。いち早く避難できる日頃から地域の土砂災害危険箇所や避難場所を確認しておくことと、意識を高めることが大切です。

今号でお知らせした「土砂災害から身を守る3つのポイント」について日頃から心がけるようお願いします。

市では防災情報をお知らせできるよう、いつでもどこでも受信できる「登米市メール配信サービス」を推奨しています。防災情報などの有益な情報入手するため、ぜひ登録をお願いします。

【問い合わせ】総務部防災課
☎0220(22)2130

※土砂災害の多くは木造の1階で被災しています。豪雨などで避難所への避難が困難なときは、近くの頑丈な建物の2階以上に、それも難しい場合は、家中でより安全な場所(がけから離れた部屋や2階など)に避難しましょう。

02 安全・安心なまちのため防犯カメラを設置

市では、各種犯罪の発生抑止を目的として、迫町佐沼中江地区と登米町寺池桜小路地区に防犯カメラを設置します。

画像は、24時間撮影しますが、常時監視はせず、警察などから要請があった場合のみ画像データを取り出します。



■防犯カメラの設置場所

防犯対象区域	設置場所	設置台数
中江4丁目区域	迫町佐沼中江4丁目13-1先	4台
寺池桜小路区域	登米町寺池桜小路13先 登米町寺池桜小路103先	2台

■防犯カメラ稼働開始予定日:平成27年8月20日(木)
【問い合わせ】市民生活部市民生活課(市民総務係)
☎0220(58)2118